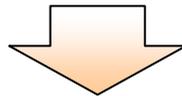
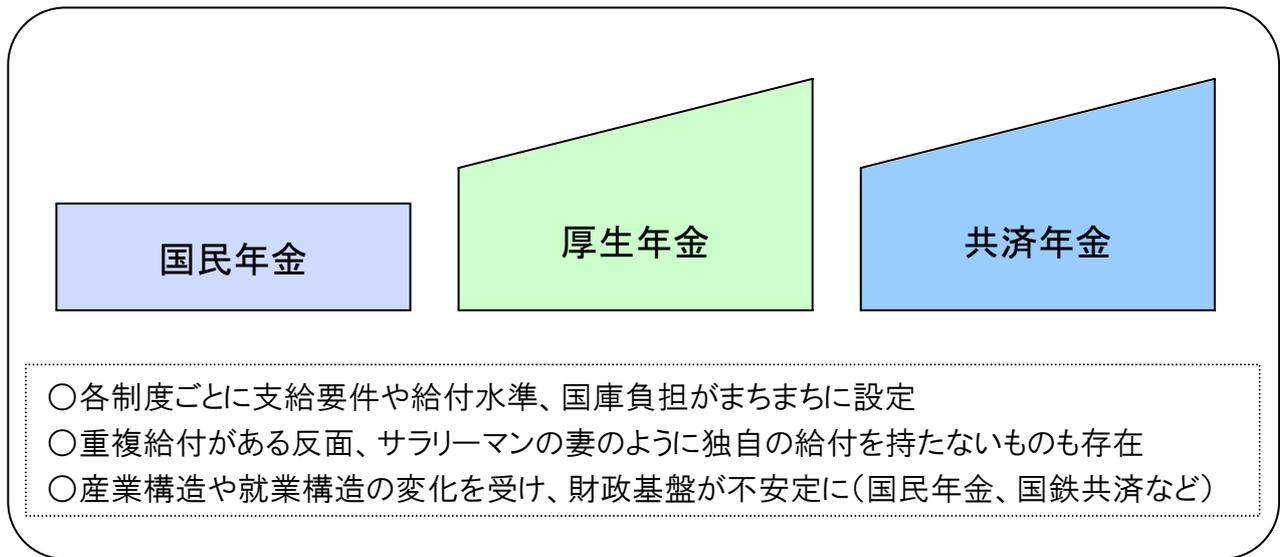


公的年金制度の一元化に向けてのこれまでの取り組み

【昭和60年改正前】

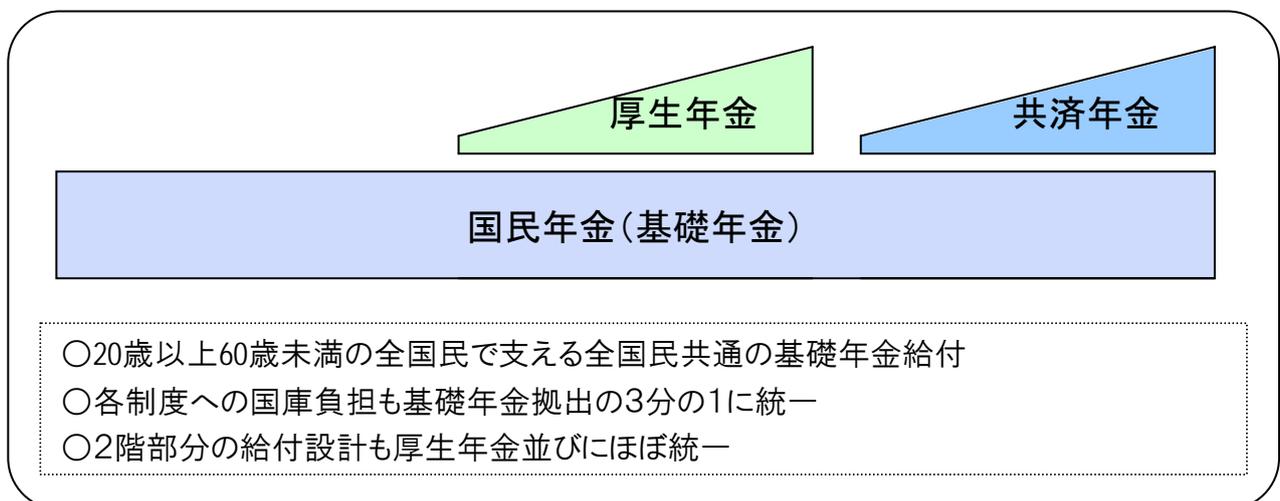


【昭和59年2月閣議決定「公的年金制度の改革について」】

公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進

- 1 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金給付を行う制度とする(昭和61年度から実施)
- 2 昭和61年度以降は、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

【昭和60年改正後】



【その後の取組み】

- 平成2年～8年 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(制度間調整法)による制度間調整の実施
- 平成8年3月 「公的年金制度の再編成の推進について」閣議決定
- 平成9年度 旧公共企業体(JR、JT、NTT)共済組合を厚生年金に統合
- 平成14年度 農林漁業団体職員共済組合を厚生年金に統合

- 平成9年度～ 基礎年金番号の導入

【平成13年3月閣議決定 「公的年金制度の一元化の推進について」】

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める

- ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
- ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
- ③ 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

【現在の状況】

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立(平成16年10月実施)

- ・両制度の保険料率を平成21年に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施

私立学校教職員共済

- ・他の被用者年金制度と同じ引上幅で保険料率を引上げ(平成17年4月実施)
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討

※共済制度では法律に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。

公的年金制度の一元化

(1) 公的年金一元化をめぐる動向

① 平成16年改正法の国会審議において、公的年金一元化が大きな議論に。

⇒ 改正法附則第3条第1項及び第2項が衆議院修正で追加され、政府は、「公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする」とされた。

② 平成17年4月1日の衆参本会議で「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」が行われ、これに基づき、国会に「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」が設置された。

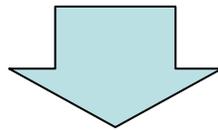
⇒ 同年4月8日より7月29日まで計8回、公的年金制度の必要性や国民皆年金の意義など根本的なテーマを含め、幅広い、精力的な御議論が行われてきた。

(2) 被用者年金一元化の閣議決定までとその後

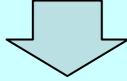
平成17年

- 9月、総理より、厚生年金と共済年金の一元化について、関係各省間において、処理方針をできるだけ早く取りまとめるよう指示。
- 被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議(※10月設置)において、「被用者年金一元化に関する論点整理」を提示(12/7)。
- 与党年金制度改革協議会において、「被用者年金一元化についての考え方と方向性」を提示(12/14)。

※ 12月14日以降、翌年4月24日までに7回開催



平成18年

- 被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会(第1回)開催(1/16)。
※ 1月16日以降4月24日までに4回開催
- 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」閣議決定(4/28)。

- 4/28の閣議決定以降、残された課題について、引き続き検討を進め、
 - ・ 与党年金制度改革協議会において、「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」を取りまとめ(12/8)。
 - ・ 被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会(第5回)において、「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」を政府・与党で合意(12/19)。

公的年金制度の改革について

昭和59年2月24日
(閣 議 決 定)

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1. 昭和59年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。
 - (1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。
なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。
 - (2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。
2. 昭和60年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行う。
3. 上記1及び2の改革は、昭和61年度から実施する。
4. 昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

昭和59年3月28日 参予算委員会会議録（抄）

○野末陳平君

（在職カットについて、厚生年金と共済年金の在職カットを平等にすべき。どうしたらいいか、と質問。）

○国務大臣（渡部恒三君）

私が総理から年金担当大臣ということで任命されておりますので申し上げたいと思うんですが、先生が心配されておる官民格差をなくしていくというのは、まさに今回の年金改革のあるべき将来の方向だと思うんです。しかし、これは年金というのは約束事でありますから、こういう改革をやる場合でも、やはり既得権は保護する、またそれぞれの期待していることがあるわけですから、その期待権は尊重する、そういう中でやはり本来の社会保障としては先生の御指摘のように官民格差などあるべきではないのでありますからそういう方向に行くのは当然でありますけれども、これはやはり時間がかかる。そこで今度改革案を出したものは、民間の厚生年金と国民年金と船員保険とこれを一つにして閣議決定をいただいておりますので、今度は七十年、共済年金とこれは一緒になる。そのときに今のような議論は当然に出てくると思いますが、そこでこれを一つにするには厚生年金の方に一元化をしていくのか、あるいは共済年金の方に寄せて一元化をしていくのか、あるいはその真ん中をとっていきのかというような議論は当然に出てくると思いますが、けれども、そこでこれは十二分に検討し、また皆さん方の御意見も聞いて官民格差を将来是正していくという方向は打ち出していかなければならないと、こう思っておりますけれども、さきに申し上げたように、やはり一つの約束事でありますから、

既得権というものをきれいにもうあしたからなくするのだというわけにはまいりません。

やはり、今度の改革案で婦人の支給開始年齢を五年引き上げるということでも、これは一遍に過激にならないように三年に一歳、十五年かけると、こういうことでもありますから、七十年、七十五年、そういう方向を目指して一つにそろえていく。やはり官民格差をなくするということは今回の改革案の理想でございますが、これがきれいになくなっていくまでは時間がかかるということは御理解いただきたいと存じます。